

令和8年度第4回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和8年7月30日（木）

午前10時00分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第21号 会長及び同職務代理者の互選について

議案第22号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第23号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第24号 農地の転用の許可の申請について

議案第25号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第26号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第27号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第28号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

(2) 報告

報告第20号 農地の転用のための届出の受理について

報告第21号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

（農業委員）

1番 成瀬 金芳、2番 寄田 宣幹、3番 柴田 若江、4番 浅岡 治徳

5番 小久井 孝幸、6番 栗田 なおみ、7番 畔柳 雅人、8番 澤田 良明

9番 高木 政昭、10番 酒井 美明、11番 大久保 正人、12番 太田 昌宏

13番 高橋 亨治、14番 二村 誓也、15番 兵藤 一則、16番 藤井 克弘

17番 畔柳 則宏、18番 小出 哲哉、19番 山口 和雄

（農地利用最適化推進委員）

20番 児玉 隆義、21番 市川 充、22番 中根 良夫、23番 加茂 幸雄

24番 小野 盛光、25番 柴田 享、26番 原田 隆志、27番 太田 立身

28番 倉橋 寿樹、29番 八田 導英、30番 渡邊 文彦、31番 加藤 良則

33番 筒井 森雄、34番 成瀬 俊彦、35番 阿部田 光春、36番 山内 増樹

37番 青山 政義、38番 山口 省三

4 欠席委員

5 出席事務局職員等

- (1) 岡崎市長
- (2) 農業委員会事務局 事務局長、次長、係長、主査、主事
- (3) 農務課 主事

6 議事の内容

次長： 本日の総会は、農業委員の任期満了後、最初の総会のため、農業委員会法第 27 条第 1 項の規定により岡崎市長が招集いたしました。開会に先立ちまして、内田市長からご挨拶を申し上げます。

市長： （挨拶）

次長： ありがとうございます。ここで、内田市長・小林事務局長におかれましては公務のため退席されます。

（市長・事務局長退席）

次長： 本日の総会開催に当たりまして、事前にご説明させていただきますが、農業委員会等に関する法律により、岡崎市農業委員会の構成は、議会の同意を経た農業委員 19 名と農地利用最適化推進委員 19 名でございます。法律により推進委員の方には議決権がございませんが、情報を共有し、農業委員会に関する事務を推進することを目的として全員参集させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の総会の議長ですが、会長が互選されるまでの間、仮の議長を選出させていただきますたいと思います。岡崎市農業委員会総会会議規則第 6 条第 2 項に従い、農業委員の年長者であります浅岡委員にお願いしたいと思います。浅岡委員は議長席へ移動をお願いします。

浅岡 委員： 会長が決まるまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日欠席の委員は 32 番の杉浦 節男委員です。よって、出席委員は総会の定足数に達しております。それでは、ただ今から、令和 8 年度第 4 回農業委員会総会を開会いたします。議事に入ります前に、議事録署名者 2 名の指名についてお諮りいたします。議長一任でご異議ございませんか。

委員： （異議なし）

浅岡 委員： ご異議ないものと認め、1 番の成瀬 金芳委員と 2 番の寄田 宣幹委員に願

いたします。それでは議事に従いまして、議案第 21 号を議題といたします。始めに、互選の方法についてお諮りします。互選の方法については、岡崎市農業委員会規程第 3 条に、無記名投票による方法と指名推薦による方法が規定されています。慣例に従いまして、指名推薦の方法といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

浅岡 委員：ご異議も無いようですので、指名推薦の方法といたします。それでは、農業委員会会長についてお尋ねします。農業委員会会長としてふさわしい方を推薦される委員の方はございませんか。

（高木委員挙手）

高木 委員：会長職は非常に大変だと思いますが、認定農業者でもあり、農業経営にも精通されている酒井美明委員を会長に推薦したいと思います。

浅岡 委員：ただ今、酒井美明委員の推薦がありましたが、他に推薦をされる方はございませんか。

（意見なし）

浅岡 委員：他に推薦も無いようですので、次に会長職務代理者についてお尋ねします。会長職務代理者としてふさわしい方を推薦される委員の方はございませんか。

（二村委員挙手）

二村 委員：会長職務代理者については、女性活躍の時代でもあり、農業について知識が豊富で、見識のある柴田若江委員を推薦したいと思います。

浅岡 委員：ただ今、柴田若江委員の推薦がありましたが、他に推薦をされる方はございませんか。

（意見なし）

浅岡 委員：他に推薦も無いようですので、酒井美明委員を会長に、柴田若江委員を会長職務代理者に互選することに承認をされる方は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

浅岡 委員：全員挙手ですので、酒井美明委員を会長に、柴田若江委員を会長職務代理者に決定いたします。

次長：ここで、議長を交代いたします。浅岡委員ありがとうございました。酒井会長、柴田会長職務代理者は席の移動をお願いします。

会長：それでは議事に従いまして、議案第 22 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地利用最適化推進委員の委嘱について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、委嘱するものとします。なお、推進委員の皆様には、議決権がないということですが、農業委員と同様に審議していただき、意見を述べていただきますようお願い申し上げます。それでは、議案第 23 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 9 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

事務局：申請番号 25 番 調査員の石川委員に代わって事務局が調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 8 年 7 月 25 日となっております。本案件は、譲渡人が前所有者から申請地を購入し、譲受人と一緒に管理、耕作してきたが、譲受人が 1 人でも耕作する力を身につけ、これからは自分の畑として責任をもって耕作していきたいため譲り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 26 番 調査員の加藤(健)委員に代わって事務局が調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 8 年 7 月 26 日となっております。本案件は、譲渡人が高齢になり耕作できない状態であるため、申請地が自宅の近くにあり通作に都合が良い譲受人が、農業経営の充実を図り、農業になお一層精進していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 27 番 調査員の加藤(健)委員に代わって事務局が調査内容を発表させてい

たきます。調査年月日は令和8年7月26日となっております。本案件は、譲渡人が高齢により耕作が困難となったため、譲受人が父とともに自家用畑として継続的に耕作及び適正管理を行っていききたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 28 番 調査員の加藤(健)委員に代わって事務局が調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和8年7月26日となっております。本案件は、譲渡人が農地を適法かつ有用に維持することが困難になってきたため、息子である譲受人が農地を適法かつ有用に営農し引き継いでいききたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 29 番 調査員の内藤委員に代わって事務局が調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和8年7月23日となっております。本案件は、本件土地で農業をやっていく後継者がいないため、譲受人が水田農業経営規模拡大のため譲り受けたというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

太田(昌) 委員：申請番号 30 番 調査年月日は令和8年7月23日。本案件は、譲渡人が高齢で1人では農業を続けていくことが困難になったため、申請地が家の隣である譲受人が、畑を広げ野菜を作付けしたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可いたします。

畔柳(則) 委員：申請番号 31 番 調査年月日は令和8年7月23日。本案件は、譲渡人が申請地とその隣地の宅地を譲受人に売却し転居する予定であり、今後耕作ができなくなるため、譲受人が申請地に隣接する宅地に移住し、畑として永続的に耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可いたします。

事務局：申請番号 32 番 調査員の鈴木(安)委員に代わって事務局が調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和8年7月24日となっております。本案件は、譲渡人が申請地以外の所有農地の管理で精一杯であったため、地域の遊休農地を有効活用したいと考えていた譲受人が、継続的な農業経営を行っていくため譲り受けたというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 33 番 調査員の鈴木(安)委員に代わって事務局が調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和8年7月24日となっております。本案件は、譲渡人が市外在住で耕作困難なため、申請地が自宅の近くにあり通作に都合がいい譲受人が、農

業経営の充実を図るため譲り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 24 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

事務局：申請番号 2 番 調査員の石川委員に代わって事務局が調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 8 年 7 月 24 日となっております。本案件は、農地所有適格法人として農業を営んでおり、経営農地の増加に伴い、農業機械や農業資材を保管する場所が必要となり、申請地を資材置場として利用してきたため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

原田 委員：申請番号 3 番 調査年月日は令和 8 年 7 月 22 日。本案件は、実家を相続したが、実家を管理するための駐車場がなく、申請地を駐車場として利用してきたため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可いたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、議案第 25 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 5 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

事務局：申請番号 20 番 調査員の石川委員に代わって事務局が調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 8 年 7 月 24 日となっております。本案件は、自社が所有する残土処分地へ進入する際、申請地を進入路として利用してきたため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

二村 委員：申請番号 21、22 番 調査年月日は令和 8 年 7 月 27 日。本案件は、現在鉄、非鉄金属スクラップ等の販売事業を行っているが、資材の保管量が増加したことにより資材置場や作業スペースを拡張するため、既存駐車場を移設する必要性が生じたことから、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

事務局：申請番号 23 番 調査員の鈴木(泰)委員に代わって事務局が調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 8 年 7 月 23 日となっております。本案件は、現在家族 3 人で賃貸住宅にて暮らしているが、家財道具が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

中根 委員：申請番号 24 番 調査年月日は令和 8 年 7 月 23 日。本案件は、自社ストックヤードで残土処分を請け負っており、再利用先を探していたところ、農地改良工事を希望している土地所有者との利害が一致したため、申請地を一時的に嵩上げしたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関

係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 24 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に議案第 26 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

小野 委員：申請番号 5 番 調査年月日は令和 8 年 7 月 25 日。本案件は、申出事由の生じた方が死亡により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 27 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第 28 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(要請)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地の転用のための届出の受理について	17 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	20 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

高木 委員：報告第 20 号の申請番号 18 番から 22 番について、全ての土地で考えるとかなり広大な面積の駐車場になりますが、どのような駐車場になるかわかれば教えていただきたいです。

事務局：全て、貸し駐車場として利用されるのではないかと認識しております。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

倉橋 委員：議案の中での質問ですが、武田フォレストファームはどのような会社でしょうか。また、武田フォレストファームと武田機工は系列会社でしょうか。

事務局：武田フォレストファームは、農地所有適格法人といって農地を所有できる法人となっております。売り上げの過半が、農業及び関連事業のものとなっております。武田機工は、代表者が一緒の場合もありますが、法人としては全く別の法人になります。

倉橋 委員：武田フォレストファームの生産しているものは何かわかりますか。

事務局：現在は、じゃがいもを作っています。将来的には野菜や果物を作って、それを加工食品として販売したいということを聞いております。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 11 時 00 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（1 番）

岡崎市農業委員会委員（2 番）